

2015 年 11 月資本市場諮問委員会（CMAC）出席報告

みずほ証券
経営調査部 上級研究員
熊谷 五郎

<要約>

- 2015 年 11 月 6 日ロンドンにおいて、国際会計基準審議会（IASB）の資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee、以下 CMAC）が開催された。本稿では議題の中から、①2015 年アジェンダ協議、②のれんと減損、③IFRS 財団評議員会レビュー：体制と有効性、④概念フレームワーク：測定、⑤IFRS 第 9 号：新しい金融商品減損モデルに関する教育セッション、⑥開示イニシアチブ・プロジェクト：重要性に関する実務記述書の 6 つの議題について報告する。
- 今回の CMAC で最も議論が白熱したのは「のれんと減損」のセッションであった。IFRS 第 3 号「企業結合」適用後レビューにおいては、わが国では国を挙げて「のれんの非償却」の問題点と「のれんの償却」の妥当性を懸命にアピールしているところである。しかしながら、海外財務諸表利用者の意見は、一部を除くと「のれんの減損テスト」を支持する声が強いようである。現行の IFRS の減損テストが問題含みであり、何らかの改善、対策が必要なことは間違いないにせよ、それがわが国の主張する「のれんの償却」の再導入につながるかどうかは、予断を許さない情勢である。

I. はじめに

CMAC とは

CMAC は、世界各国の財務諸表ユーザーの意見を、IASB に対して定期的にインプットすることを目的に創設された組織である。IFRS 諮問会議（IFRS-AC）が IFRS 財団の正式な組織であるのに対して、CMAC は作成者の組織である世界作成者フォーラム（Global Preparers Forum、以下 GPF）と並んで、IASB や IFRS 財団とは独立した IASB 議長の諮問機関という位置づけになっている。CMAC の会議は年 3 回ロンドンで開催されるが、そのうち 1 回は GPF との共同開催である。

専門的かつテクニカルな問題を扱う

IFRS-AC が戦略的かつハイレベルな論点に関して、IASB や IFRS 財団トラスティにアドバイスするのに対して、CMAC や GPF は財務諸表ユーザーや作成者の立場から、より専門的かつテクニカルな論点に関して、IASB に対してインプットを提供している。

11 月 6 日開催の CMAC 会議の議題は、図表 1 の通りである。以下、その概要を報告する。

図表 1. 2015 年 11 月 6 日開催 IASB 資本市場諮問委員会 (CMAC) 議事一覧

番号	時間	議事
1	9:30-10:30	2015 年 アジェンダ協議
2	10:30-11:00	のれんと減損
3	11:15-12:00	IFRS 財団トラスティ・レビュー：体制と有効性
4	13:15-14:15	概念フレームワーク：測定
5	14:15-15:15	IFRS 第 9 号：新しい金融商品減損モデルに関する教育セッション
6	15:30-15:45	IFRS 第 15 号：顧客との契約からの収益：強制適用日の延期について
7	15:45-16:45	開示イニシアチブ・プロジェクト：重要性に関する実務記述書
8	16:45-17:00	2015 年 6 月 CMAC-GPF 合同会議のフォローアップ

出所：IASB

II. 2015 年 11 月開催 CMAC・議事概要

1. 2015 年アジェンダ協議

【論点と背景】

プロジェクトの優先順位と開発スピード等は適切か

IASB は定款で、3 年ごとに作業計画とプロジェクトの優先順位についてアジェンダ協議を実施し、利害関係者の意見を聞くことが求められている。本セッションでは、IASB のリサーチプロジェクトにおける優先順位と、基準の開発・改訂が適切な頻度、スピードで行われているかが議論された。IASB は、12 月 31 日まで 2015 年アジェンダ協議に関する意見を募集中である。

【CMAC における議論】

のれんは優先度の高い論点

のれんについては優先度の高い論点であることが、多くの CMAC 委員より指摘された。筆者を含め一部の委員からは、「のれんの非償却に替えて、償却アプローチを復活させるべきである。」との意見があった。一方で多くの CMAC 委員は、「現行の減損テストに関する開示を強化すべきである。」という意見であった。ある CMAC 委員からは、「減損を実施すべきかどうかは、M&A 実行時における事前予想を達成したかどうかによって判断されるべきである。」という見解が示された。

業績報告も重要度が高い

業績報告もまた重要な論点とされた。「業績報告に関する要件の明確化によって、財務諸表における公正価値測定の効果の明確化につながるのではないか。」という意見があった。また、「IASB が業績報告を見直すに当たっては、非 GAAP 指標（代替的業績指標）に関しても検討すべきである。」との意見もあった。また、特に金融・保険業界など業界特性に応じた業績報告が必要か否かについても議論された。

追加的ガイダンスによりセグメント情報の充実を期待

セグメント情報に関する開示に関しては、「追加的ガイダンスにより、さらなる充実が期待できる。」という意見が大半であった。事業セグメントに関する情報は、社外の財務諸表利用者が企業の様々なビジネスを理解し、評価するに当たって鍵となる。IFRS スタッフより、「IFRS 第8号「事業セグメント」に関する適用後レビューによって識別された問題に対して、IASB は限定的な範囲の修正提案を検討している。」旨の発言があった。

適切な見直し頻度に関する議論

多くの CMAC メンバーは、「損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書に表示される科目への変更のみが、自分たちの分析に影響を与える。」と考えていた。一方で、「IASB による IFRS の修正が頻繁すぎる。」と考えているメンバーもいた。「そうした修正を随時実施するのではなく、修正を溜めておき、3年ごとに一齐に適用するようにしてはどうか。」という意見があった。また、「リサーチ・アジェンダを2~3項目に絞り込むべきではないか。」という意見もあった。一方で、「大規模なプロジェクトは時間もリソースも食うので、むしろ緊急性の高い問題に対して、限定的な修正(narrow scope amendment)で対応することに重点をおくべきではないか。」という意見があった。また、欧州投資家グループ (European Investor Group) より、毎年、財務報告において改善すべき点をリストアップして公表していることが紹介された。

2. のれんと減損

【論点と背景】

のれんの償却再導入の是非、減損テストの改善について議論

2015年10月のIASB会合で、のれんと減損について投資家がどのような情報を必要としているか識別するため、追加的調査を行うようIASBスタッフに指示がなされた。IASBがのれんの償却を再導入すべきか否か、減損テストの要件をどう改善すべきかなどを検討する際に、この調査結果が考慮されることになる。11月のCMAC会議では、のれんの償却に対するCMAC委員の見解、のれんと減損に関して企業が提供する情報をどのように使っているか、またその情報に対して何か調整を加えているかなどが議論された。

このセッションは30分の予定であったが、議論が白熱し大幅に時間超過することとなった。IASBは、のれんと減損プロジェクトに対するフィードバックを検討の上、投資家からさらに収集すべき情報を決定する。

【CMACにおける議論】

買収価格やのれんの妥当性を評価するための情報

経営陣が買収価格やのれんの支払が妥当であると判断した主な根拠を知りたいという点は、全てのCMACメンバーに共通していた。「過去の複数の買収によって生じたのれんの内訳を案件ごとに開示することを、会計基準の要件として定めるべきである。」との意見があった。償却費用・減損費用を足し戻すという実務を巡って、「のれん及びその他の無形資産の償却や減損費用は、現金支出であるために足し戻す実務が一般的である。」との見解が示された。それに対して筆者

から、「そのような調整は、正にキャッシュフロー情報を得るために行っている。アナリストがそのような調整を行うことや、キャッシュフロー情報を重視することは、アナリストが同時にのれんの償却費を適切に期間按分した損益情報を重視することと矛盾しない。」と反論した。

のれんの償却支持派の見解

のれんの償却支持派は、筆者、スウェーデン、フランスの委員の3人であった。まず筆者から「のれんの償却期間の推定が困難であるから、償却しないというのはおかしい。のれんの償却期間は、経営陣が何年でM&Aに関わる投資を回収できると考えているかの判断を示していると思われる。そのような情報は財務諸表利用者にとって、非常に有用な情報である。しかし、減損のみのアプローチではそうした有用な情報が完全に失われてしまう。一方、償却費を足し戻すことで、簡単に減損のみのアプローチとほぼ同等の情報を再現できる。こうした二系列の情報を実質的に提供できることが、減損のみアプローチに比べた償却+減損アプローチの利点であると思う。」との見解を示した。また、スウェーデンの委員からは、「のれんを計上しているスウェーデン企業の実に20%以上については、のれんが自己資本を上回っており、非常に不健全な財務状態にある。」との指摘がされた。フランスの委員からは、「購入のれんは経済的に減耗するのであり、償却しないと徐々に自己創設のれんに置換えられる。しかし、のれんの経済的減耗は、償却モデルにより最も適切に反映される。」との発言があった。

減損のみアプローチ支持派の論拠

一方、CMACメンバーの多数はのれんの償却の再導入に否定的で、減損のみアプローチを支持していた。その主な論拠は、

- ・のれんは耐用年数を確定できない長期性の資産である。のれんの償却期間は、恣意的とならざるを得ず、有用な情報は提供しない。
- ・のれんを償却することにより、むしろ適切なタイミングで減損損失が認識されづらくなる。これにより、経営陣が高値掴みをしたか否かを判断するための重要な情報が失われる。
- ・実務上、減損損失の認識が遅れがちであるのはその通りであるとしても、減損テストは概念的に正しいアプローチである。償却を再導入するよりも、より堅牢な減損テストを開発すべきである。
- ・現行の減損テストの方が、ROIC(投下資本利益率)をより適切に計算できるため、経営陣が高値掴みをしたかどうか、買収が良い経営判断であったかどうかに関して、より有用な情報を提供できる。

などであった。

M&Aによる成長対オーガニック・グロース

また、「M&Aによる成長戦略を取る企業とオーガニック・グロース戦略を取る企業の比較が難しい。」との指摘があった。しかし、「その問題を解決するには、自己創設のれんを適切に資本還元するか、のれんを即時直接償却するなど、過激な方法を取らない限り解決できないのではないか。」というのが共通見解であった。

3. IFRS 財団トラスティ・レビュー：体制と有効性

【論点と背景】

財務報告より幅広い企業報告やテクノロジーの進歩を踏まえた IASB の役割

IFRS 財団幹部より、2015 年 7 月に公表された意見募集文書「IFRS 財団トラスティ・レビュー：体制と有効性」に関する説明を受けた後、特に(a)より幅広い企業報告（wider corporate reporting）の動向と、(b)テクノロジーにおける進歩を踏まえて、財務諸表利用者の経済的意思決定に資する情報の提供という IFRS の目的適合性は維持されているかどうか、CMAC メンバーの見解が求められた。

なお、トラスティ・レビューに対するコメントは 11 月 30 日に締め切られている。IFRS 財団に寄せられたコメントレターとアウトリーチにより得られたフィードバックは、ユーザー分も含めて、2016 年 1 月のトラスティ会議で報告される予定である。

【CMAC における議論】

幅広い企業報告のコンテキスト

まず、(a)より幅広い企業報告の動向を踏まえた IFRS の目的適合性については、以下の見解が示された。

IASB の主たる目的は財務報告に限定すべき

IASB は、財務報告のための会計基準の開発というコア・ビジネスに専念すべきである。会計基準の開発において、まだやるべきことが沢山ある。IFRS にはグローバル・ブランドとしての強みがあり、IASB はそのブランドを維持する努力を惜しむべきではない。財務報告以外の分野でも主導的な役割を演じようとしても、IASB が注力すべき分野を曖昧にし、結果として何が IASB の主要任務であるかを曖昧にするだけである。

少数意見

一方、少数ながら「IASB がコア業務を犠牲にしない限り、国際統合報告審議会（the International Integrated Reporting Council, IIRC）、その他の組織との関係を維持することは重要である。」「非財務情報などとの関連で、財務報告以外にも一定のリソースを割くことには、メリットがあるのではないか。」等の意見もあった。

(b)テクノロジーの開発動向を踏まえた IFRS の目的適合性については、以下の見解が示された。

テクノロジー開発と IASB の関係

財務報告におけるテクノロジーの重要性が高まっていることを、否定する者はいなかった。しかし、「IFRS 財団や IASB がテクノロジー開発の分野に深入りすべきではない。」という意見が多数であった。「IFRS 財団・IASB は直接、テクノロジー開発の主体となるよりも、投資家やアナリストが信頼できるデータへ迅速にアクセスできるように、サードパーティによるツール開発を促すことが望ましい。」との意見もあった。

IFRS タクソノミ

IFRS タクソノミに関しては、議論百出となった。IFRS タクソノミが魅力的なプロダクトであることは認めつつも、積極的に使うインセンティブがあまりないとの意見があった。一方で、

少数意見ながら「IFRS の首尾一貫した適用に、IFRS タクソノミが利用できるのではないか。」「IFRS 上の計数を非 GAAP/非 IFRS 情報と結びつけることが、可能になるのではないか。」など、IFRS タクソノミの可能性を評価する声もあった。

三層のガバナンス構造への評価

また上記 2 つの論点以外への意見として、「三層のガバナンス構造が、IASB の独立性維持に寄与している。」と評価する声があった。また、「教育イニシアチブは IFRS の首尾一貫した適用に貢献し得る。」という意見があった半面、「投資家に対する教育が疎かになるのではないか。」という懸念の声もあった。

IFRS の一貫した適用に関しては、適用後レビューに期待する声もあった。しかし、「IFRS 第 8 号：事業セグメント」など過去に実施された適用後レビューについては、「もっと上手に実施することができたはず。」との指摘もあった。

4. 概念フレームワーク：測定

【論点と背景】

測定基礎の選択に関するセッション

「概念フレームワーク」公開草案(ED)の測定に関する論点として、「測定基礎の選択」がある。

CMAC では

- ・異なる測定基礎のそれぞれによって、どのような情報が提供されるか、ED の説明に同意するか。
- ・例示された資産、負債について、最も有用な情報を提供するのどの測定基礎か、また、その理由。
- ・測定基礎選択にあたって ED で識別された要因と、上記に示された理由は整合的か。

について、議論された。

【CMAC における議論】

測定基礎自体に関する質疑

概念フレームワーク ED 第 6 章では、測定基礎を(a)「歴史的原価(historical cost)」、(b)「現在価値(current value)」に分類し、さらに(b)「現在価値」による測定基礎を、「公正価値(fair value)」と「使用価値(value in use、資産の場合) および履行価値(fulfillment value、負債の場合)」に分類している。本セッションでは、まず ED の分類による測定基礎自体についての質疑があった。

公正価値と使用価値の違い

「公正価値によって提供される情報の特性と、使用価値によって提供される情報の特性に関する ED の記述は、非常に似ている。」との指摘があった。それに対して、IASB スタッフより「それは意図的にそうしている。両者の違いは、公正価値が市場参加者の仮定に基づくもので、使用価値が企業固有の仮定に基づく。」との回答があった。

歴史的原価と回収可能額

また、「歴史的原価の提供する BS 情報についての ED の説明は正しいのか。」という質問があった。例えば、ある資産に関する回収可能額が増価した場合、歴史的原価には反映されない。それに対して IASB スタッフより、「概念フレームワーク・ED におけるご指摘の記述の意図は、むしろ資産に減損が生じる場合を意識したものであって、増価する場合を対象とはしていない。」との回答があった。さらに、「IAS 第 2 号では原価と市場価格の低い方で測定することが要件で、原価と回収可能額の低い方とはなっていない。そうした測定方法が ED ではなぜ用いられていないのか。」との質問もあった。それに対しては、「概念フレームワークでは、歴史的原価のうち回収可能な部分という意味で『回収可能原価 (recoverable cost)』という用語を用いている。しかし、回収可能性をどう評価するかは、個別基準レベルの問題であるので、概念フレームワークでは言及していない。」との回答があった。

公正価値の再測定と要素への分解

また「なぜ公正価値の再測定が、キャッシュフローの見積り、金利、リスクの量または価格の変動によって引き起こされる、という書きぶりなのかがよく分からない。公正価値は観察可能な額であるので、再測定にあたって要素への分解は不要である。このような要素毎に分解した再測定は、使用価値についてしか意味がないのではないか。」との質問があった。それに対して「例えばレベル 3 公正価値は、リスク調整を加えてキャッシュフローの見積もりを割り引くことで得られる。さらに言うならば、公正価値が観察可能なケースであっても、公正価値の変化はこのような要素へ分解することは可能である。」との回答があった。

測定基礎選択に関するエクササイズ

CMAC メンバーは、例示された資産・負債についてどの測定基礎が最も有用な情報を提供するかについて検討した。

「製造工程で利用される原材料在庫」は歴史的原価で測定

「在庫（製造工程で利用される原材料在庫。コモディティブローカー/トレーダーの在庫ではない）」については、ほとんどの CMAC メンバーは歴史的原価が最も有用な情報を提供すると考えた。その理由は、在庫は製造プロセスを通じてキャッシュフローを生み出すと考えられるからである。「在庫が長期間保有される場合や、高インフレ期には、現在価値がより目的適合的ではないか。」という意見もあった。しかし、それに対しては「現在価値を利用することによって生じるボラティリティはノイズでしかなく、歴史的原価によって測定された在庫に基づいて、グロスマージンを表示したほうが有用である。」との反対意見があった。

意見が割れた「自社利用のビル」

「自社利用のビル」については、意見が分かれた。歴史的原価の支持派は、「自社利用のビルはキャッシュフローを創出しない。」「企業のオフィス移転が困難である場合には、公正価値情報は有用でない。」という意見であった。それに対して公正価値の支持派は、「不動産の公正価値に基づく担保差入れにより、資金調達が可能である。」「十分なオフィス供給がある場合にはオフィス移転は容易であり、オフィスビルは金融商品の性格に近づくために公正価値による測定が

有用な情報を提供する。」という意見であった。

「投資用不動産」は全員が公正価値による測定を支持

「投資用不動産」については、CMAC メンバー全員が公正価値による測定を支持した。売却によって簡単に現金化できるからである。少数意見としては、「BS 情報として公正価値による測定、PL 上は歴史的原価による測定で、両者の差額をその他の包括利益（OCI）で認識すべきである。」という意見もあった。

「活発な取引のない持分証券」は公正価値による測定が多数派

「活発な取引のない持分証券」については、歴史的原価よりも公正価値を支持する意見が多数であった。使用価値、歴史的原価を支持する意見もそれぞれ 1 人ずつあった。公正価値支持派の一部には「活発な取引のない持分証券の公正価値の変化は、OCI 認識すべき。」との意見のメンバーも数人いた。

「有利子負債」については償却原価

「有利子負債（取引相場のない社債）」については、ほとんどの CMAC メンバーが償却原価による測定を支持した。割引率の変動に伴う公正価値の変動は、純利益（または OCI）に対して会計上のノイズをもたらすだけと考えられるからである。また、「自己の信用リスクの変化による影響は、負債の測定に際して考慮されるべきではない。」という意見が大勢であった。しかし、この問題については時間の許す限り議論を尽くすべきであるとされた。

「資産除去債務」については、使用価値

「資産除去債務」については、使用価値が支持された。割引率については現行金利を利用すべきという意見と、固定割引率を使うべきという意見に割れた。固定割引率を支持するメンバーの論拠は、「割引率の変更に伴う価値の変動は有用な情報ではない。」ということであった。

測定基礎の選択で重視される「資産・負債が将来のキャッシュフローにどう貢献するか」という観点

CMAC メンバーによる議論を総括して、IASB スタッフより「CMAC における議論は、測定基礎の選択にあたって考慮すべきものとして、ED により識別された論点の全てをカバーしていた。」とのコメントがあった。特に、測定基礎の選択にあたって「資産・負債が将来のキャッシュフローにどう貢献するか。」という観点が、CMAC メンバーにより非常に重視されていた。あるメンバーは、「この観点は資産や負債の特性など他の観点より重視されるべきであるが、IFRS 第 9 号における金融資産の分類と測定で使われているアプローチと異なることは留意すべきである。」という注意喚起の指摘もあった。

5. IFRS 第 9 号：新しい金融商品減損モデルに関する教育セッション

【論点と背景】

予想損失モデルへの移行に伴う影響

現行の IAS 第 39 号の「発生損失モデル」から IFRS 第 9 号の「予想損失モデル」への移行により、金融商品の減損（貸倒引当金の繰入れ）に関して、金融機関の BS、PL にどのような変化

が生じるかを、IASB 投資家リエゾンチームと IFRS 第 9 号開発チームが共同で、投資家に対して事前に行っている。CMAC でも、その概要が説明された。

【次のステップ】

更なる教育活動を予定

IASB スタッフは今後も、IFRS 第 9 号の新しい減損モデルについて、投資家への教育活動を行っていくことを予定している。また、本件に興味を示した CMAC メンバーと今後とも意見交換を行っていく予定である。

6. 開示イニシアチブ・プロジェクト：重要性に関する実務記述書

【論点と背景】

重要性に関する実務記述書

2015 年 10 月、IASB は開示イニシアチブの一環として、公開草案「IFRS 実務記述書：財務諸表への重要性の適用」を公表した。IASB の開示イニシアチブは、過剰な情報開示による作成者への負担の軽減、過剰な情報開示により真に重要な情報を財務諸表利用者が見つけにくくなるなどの問題に対処しようとしている。その際に鍵となると考えられているのが、財務諸表作成にあたって「重要性」の概念をどう適用するかである。

本実務記述書の目的

本実務記述書 ED は、IFRS に準拠する一般目的財務諸表の作成にあたって、作成企業の経営者がどのように「重要性」の概念を適用すべきか、経営者の判断を支援することを目的としている。また、同時に投資家等他のステークホルダーにとっても、本実務記述書は、経営者がどのようにして重要性に関わる判断を下しているかを理解する一助となることが期待されている。

本セッションでは、実務記述書 ED に対する CMAC メンバーの意見が問われた。なお、ED へのコメント期限は 2016 年 2 月 26 日である。様々なステークホルダーからのコメントを待つて、IASB は本プロジェクトの今後の方向性を決める予定である。

【CMAC における議論】

CMAC メンバーにおける主な議論は以下の通り。

実務記述書をまとめる意義

重要性に関するガイダンスは幾つかの個別基準に分散しており、それを実務記述書にまとめることは、企業と他のステークホルダーの対話を促す可能性があるというのは、概ね CMAC メンバーの共通見解であった。

強制力の有無

実務記述書において、「強制力のある IFRS 上の要件と、強制力のないガイダンスや設例を明確に区別して記載すべきかどうか。」という意見があった。例えば、強制力のある IFRS 上の要件については、「付録 (Appendix)」の中に含めるというアイデアがあった。

過剰開示問題の原因

IASB は、実務基準書は強制力を持たないとしている。それに対して、「強制力がなければ、利

ユーザーにとっての2つの懸念、重要でない情報の過剰開示と、過剰な重要でない情報により真に必要な情報が見つかりづらくなるという問題に対処できない。」という指摘があった。しかし、「過剰開示の問題は多くの場合、監査人や規制当局からのプレッシャーによって生じており、ガイダンスの強制力の有無の問題ではない。」とする指摘もあった。CMACメンバーの多数は、「実務基準書に強制力を持たせる必要はない。」との意見であった。

One-stop-reference としての価値

本件に関して、筆者は「この実務記述書の意義は、『重要性』に関する” One-stop-reference”にあると思う。現状は、様々な個別基準の中で『重要性』が分散して記述されており、必ずしも統一的な記載かどうか分からない。『重要性』について参照すべき reference があるのは、悪いことではない。また、実務記述書自体に強制力がないとしても、参照先の会計基準における強制力によって、間接的に強制力が生じるのではないか。」との意見を述べた。筆者の実務記述書の強制力に関する理解に関しては、IASB 理事より「そういう理解でいいと思う」という回答があった。

Ⅲ. おわりに

のれんと減損についての付言

今回の CMAC において最も議論が白熱したのは、「のれんと減損」のセッションであった。最後に、この点に若干付言しておきたい。企業結合時にパーチェス法（取得法）によって会計処理する場合に、被買収企業の時価評価純資産と買収価額の差額として「のれん」が計上される。これは、経済的には、被買収企業の超過収益力の現在価値であると考えられる。超過収益力としての「のれん」に耐用年数を20年以内に設定し、毎年定額償却することを義務付けているのが日本基準である。一方、耐用年数を確定できないとして償却を禁止し、毎年の減損テストを求めているのが US-GAAP、IFRS である。

のれんの減損テストの問題点

のれんの減損テストはもともと、M&A 時に発生する巨額ののれん償却費を嫌った欧米産業界の求めに応じて導入されたという経緯があるが、減損テストの複雑さ、実務負担の重さから、簡素化を求める声が作成者から上がっている。一方、減損テストを実施するに当たっての恣意性については、規制当局からも懸念の声が上がっている。昨年1月に開始された IASB による IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューでも、「のれんの非償却」の妥当性が問われている。

わが国ののれんに関する考え方

一方、わが国の会計基準では、のれんを投資原価の一部として、その効力の及ぶ期間にわたって定期的に償却することが強制されている。のれんの償却によって、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になるからである。日本版 IFRS と呼ばれた「修正国際基準 (JMIS)」の開発に当たっても、「当期純利益、その他の包括利益、リサイクリング」に関する規定と並んで、「のれんの償却」に係る規定の2点だけが、「わが国の会計基準に係る基本的考え方」との相違が大きいとして、IASB の開発した「ピュアな

IFRS」から「修正又は削除」された。

「のれんの償却」の再導入につながるかどうかは予断を許さない

そのような背景もあり、IFRS 第3号「企業結合」適用後レビューにおいては、わが国は国を挙げて「のれんの非償却」の問題点と「のれんの償却」の妥当性を懸命にアピールしているところである。しかしながら、本稿でも見た通り、海外財務諸表利用者の意見は、一部を除くと「のれんの減損テスト」を支持する声が強いようである。現行のIFRSの減損テストは問題含みであり、何らかの改善、対策が必要なことは間違いないにせよ、それがわが国の主張する「のれんの償却」の再導入につながるかどうかは、予断を許さない情勢である。

以 上